広島県が「中小企業・小規模企業振興条例」を制定　2017年10月公布

「中小企業は地域経済の主役であり住民の生活の向上に欠くことのできない存在」と高らかに宣言、その持続と成長を県政の重要課題と位置づける

**１．はじめに**

　2017年広島県の9月議会で「広島県中小企業・小規模企業振興条例」が全会一致で可決され、翌10月6日公布されました。この「振興条例」とはどのような条例で、どのような意義があるのかを改めて検証し、今後の取り組みに生かしたいと考えます。

**２．広島県の中小企業・小規模事業者の社会的役割と湯崎県政の実態**

「振興条例」の中身に触れる前に広島県の中小業者の現状と広島県政がどうなっているのかを見なければなりません。

広島県では、企業数の98％、従業者数の74.4％を中小企業が担っており、経済の圧倒的部分を中小企業が支えています。マツダ自動車などの製造大手や各地の大型スーパーなどよりはるかに大きな経済的基盤を下支えしています。中小企業や小規模事業者は、単に経済的な活動だけでなく、その営業し、暮らしている地域において、町内会、自治会、ＰＴＡ，消防団など、様々な分野で役割を担っています。

　具体的には、2014年「経済センサス・基礎調査」によると、県内の事業所数は13万5,196事業所、従業者数は129万6,824人です。従業者規模で事業所数をみると、「1～4人」が7万6,291事業所と最も多く総数の58.3％を占めます。次いで「5～9人」が2万6,083事業所で同19.9％と、合計78.1％の事業所が小規模・家族経営で成り立っています。加えて、男性従業者の76.0％が正社員となっており、中小企業が従業員を大切にしていることの現れです。

広島県政の経済・産業政策の柱は、「挑戦・改革・イノベーション」をスローガンに掲げた「成長戦略」です。安倍政権によるアベノミクスと同様、「儲かる企業・技術」を応援し、事業の海外展開や外国企業との連携による海外成長市場を対象にしたビジネスの拡大、そして、そこから生まれる新たな産業の支援です。2011年5月に発足した「(株)ひろしまイノベーション推進機構」は、100％広島県の出資によって設立され、官民連携による投資ファンドを組織し運営し、株式を通じて企業の成長を支援しようとするものです。これまで、オー・エイチ・ティー(株)（福山市）に10億円、(株)サンエー（三次市）に10億円、(株)ツーセル（尾道市）に3.1億円など、約33億円の投資を実行してきています。そして、オー・エイチ・ティー(株)は大阪市に本社を置く会社に、(株)サンエーは、広島市に本社を置く会社に2015～2016年にすでに株式の100％が譲渡され、広島県には14億円の出資金の償還がなされています。これらの企業の成長・イノベーションで、福山市からも三次市からも「地域経済への貢献」という評価はまったく聞こえてきません。今年度の湯崎県政は田中学習塾に12億円の投資を行うことを決定しました。施策として教育環境の向上に税金を投入し、子どもたちや父母、教職員の要求に応えるべき県政が、「成長産業」として教育分野を捉え投資するなど本末転倒と言わざるを得ません。

こうした「産業政策」を広島県（行政）が行うべき施策ではありません。広島県内の事業所は直近の「2014年経済センサス基礎調査」では、1996年の15万6,000事業所、144万8,000人と比較すると約2万事業所、従業者数15万人が減少しています。さらに、「帝国データバンク：広島県の2015年度の小企業の休廃業・解散動向調査」では、年間休廃業・解散が695件で、「2015年の倒産件数」の4.09倍となっています。湯崎県政の下で、小企業・家族経営の事業所の休廃業が毎年高水準で推移しており、同「企業倒産予測分析」では、「企業間格差が広がる中で業績が好転せず、後継者が不在のため事業の継続が難しい企業が数多く存在する」として広島県の中小業者の厳しい実態を指摘しています。民間の企業が、その能力と責任において、あらゆる企業努力と事業展開するのは「自由」ですが、その分野に行政が関わり、「投資」として私たちの税金を投入することは正しくありません。

　湯崎県政は「未来ビジョン」の柱である、ローカルアベノミクスとイノベーション促進、海外市場の活力の取り込みで、経済成長・産業育成政策の“活路”を見出そうとしていますが、広島県が投資に奔走している目の前で、これまで地域に根ざしてきた中小企業・小規模事業者が減少し続けています。一部の「儲かる企業」に支援や、海外展開可能な企業への応援する「ローカルアベノミクスとイノベーション促進」の道の先には、県内基幹産業の空洞化と農林水産業や地場産業の壊滅的な衰退が待ち受けています。だからこそ、私たちは今、地域循環型経済社会の実現と、住民とともに住み続けられる地域づくりをめざさなければならないと考えます。私たちは、昨年の県知事選挙で、こうした要求を掲げ県政革新にむけて力をつくしました。引きつづき幅広い共同の運動を積み重ねていくことが求められます。

**３．「振興条例」の制定を求めてきた民商**

　私たち民商・県連は、広島県に対して中小業者の切実な要求実現を求め、毎年申し入れ行動を重ねてきました。リーマンショックの際には、「10年返済・2年間の据置可能な低利の融資制度」を実現させ、さらに3年間という期間限定ではありましたが「住宅リフォーム助成制度」を実施させるなど、粘り強い運動で成果も勝ち取ってきています。そして、2012年以降は「広島県に中小企業振興条例の制定を」求めてきました。この背景には、2010年6月に閣議決定された「中小企業憲章」があります。当時、民主党政権・菅内閣の下で決定された「憲章」は中小業者を地域経済の主役と明記しその成長と発展に国は力を注ぐとしました。全国各地で「地域振興条例」が制定される契機となりました。さらに、2014年6月には「小規模企業振興基本法」が安倍政権の下で制定されたことでこの動きはさらに加速します。前述の通り、私たち民商・県連は、今日まで7年間「条例」制定の要望を行ってきましたが、広島県の答えは毎年同じで、「県においては『未来ビジョン』という政策の柱を策定しており、新たな理念条例制定の必要はありません」というものでした。

　2017年2月、民商・県連と広島県との懇談・申し入れ行動の直後に潮目が変わります。県議会の自民党会派が条例制定に向けて動き始めます。その後、条例制定作業が始まり9月議会で議員提案として議会で全会一致をみることになりました。最大会派の提案で、しかもその中身は大変優れたものとなっていました。

　「条例」の前文には、「広島県の中小企業・小規模企業は、県内企業数の99％を占め、そのうち小規模企業は約8割にも上り、住民生活の向上、地域経済の安定、雇用機会の創出、地域活動の実践などにおいて、地域を支えるために欠くことのできない存在である。…本県経済の発展及び地域の活性化のためには、小規模企業をはじめとする中小企業の振興が不可欠であり…持続及び成長に向けた取り組みを支援していく必要がある。ここに、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する」と高らかに宣言しています。（別紙参照）

　そして本年1月、条例制定後初めての民商・県連と広島県との懇談・申し入れの際に私たちが要望したのは、条例16条に明記された「中小企業支援団体からの意見聴取」という事項に関して、「私たち民商・県連を条例に定めた支援団体として認め、従業者数5人以下の小企業の声を施策に反映させていただきたい」というものでした。県商工労働局の局長以下担当課長から、「民商さんはこの中小企業支援団体との認識です」「新年度には聴取のための会議のご案内をさせていただく」と、予想以上の回答が返ってきました。

**４．商工会議所、商工会と並んで民商・県連が正式に「支援団体」の構成員に**

　本年5月、県の商工労働委員会で「条例に係る取組方針」が確定しました。意見聴取のための会議の開催にあたり、全体会議メンバーと個別会議メンバーが列記されています。全体会議の構成団体は、広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会と銀行協会、県立広島大学など。個別会議の構成団体は、前記3団体に加え、広島県中小企業家同友会、広島県商工団体連合会（民商）の5団体となりました。官制商工会などと肩を並べて民商が条例にもとづく団体として認定されたことは画期的な成果であり、全国的にも極めて稀な出来事です。過去7年間、繰り返し申し入れ、はねつけられてきた経緯を振り返れば180度の転換です。

**５．「条例」を実効性のあるものに、これからの取り組みが重要**

　前記、「中小企業憲章」、2014年6月の「小規模企業振興基本法」制定を紹介しました。この年の12月には、安倍政権が「消費税10％を先送りする」ことを口実に総選挙を行った年ですが、6月頃はかなり「危機」に直面していた頃です。地方の疲弊を「なんとかとりつくろわないといけない」という瀬戸際でもありました。地方の保守基盤をつなぎ止める意味でも「方策」が必要でした。ここで出来てきたのがこの「小規模企業振興基本法」です。先の憲章は閣議決定ですが、これは法律、しかも「基本法」ですから重みも違います。

　実は、この基本法とセットでもう一つ法改正が行われました。「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正」というものです。この法律は、簡単に言えば、それまで事業所の減少で、合併や閉鎖を余儀なくされ、消滅の危機にあった地方の商工会・商工会議所への補助金を大量にばらまき、事業費や人件費などの援助を行うというもので、保守基盤の維持・確保に一役をかったものです。言ってしまえば、自民党の支持基盤を金でつなぎ止めたというものです。したがって、肝心の「小規模企業振興基本法」が単なるパフォーマンス、看板倒れになっていまいかねない危険性もあります。

　しかし、地方の実態は想像以上に深刻で、キレイごとでは済まされない実態です。本気で地域振興に取り組まないと、自治体が沈没しかねない状況が進行しています。私たち民商・県連が県内自治体との懇談を重ねるなかで実感しているのは、地方自治体は本気で地域振興策を求めて努力しているということです。保守基盤の強い地域ほど真剣に打開策を模索しています。そして、到達した「結論」は地域内循環型経済の推進であり、これを後押しするのは地域経済の主役である中小企業・小規模企業の活性化であると。

　県内市町でも広島県でも、住民の生活向上と地域経済の活性化に向けた考え方は私たち民主商工会（民商）と広島県商工団体連合会が提言している方向と大きな差異はないと考えます。必要なことは、私たちがどれだけ具体的で道理にあった政策提言を行っていけるのかにかかっているのではないかと考えます。「支援団体」に認定された5団体にとどまらず、どれだけ広範な県民の声を集めた施策を実現するのか、そして県民参加でその施策の検証を行っていけるのかが求められているものと考えます。

　今私たちに、「共同の時代」を切り開く力が求められています。